

## 吉野ヶ里町地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
住みやすい生き生きとした村づくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
佐賀県、吉野ヶ里町
- 3 地域再生の区域  
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町の区域の一部（旧東脊振村）
- 4 地域再生計画の目標

本町は、佐賀県の東部に位置し、東は三養基郡、北は脊振山地を隔てて福岡市と隣接しています。地形は、田手川の源流部や成富兵庫茂安の偉業である蛤水道を有する脊振山地からなる北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別される縦に細長い形をしています。中でも山間部は、歴史の道百選に選ばれた筑前街道や臨濟宗の開祖栄西が日本で初めてお茶を栽培した霊仙寺跡と茶畑といった観光・歴史・文化の探勝地として、山麓部は九州自然歩道や国の天然記念物であるサザンカの自生北限地帯となっているなど、自然を活かした学習の場になっています。他方、平坦部は生産・生活の活動拠点となっており、旧東脊振村において平成7年から平成12年までの5年間で236世帯が増加するなど、北部地域への定住化も進んでいるところです。また、本町には、隣接する神崎市にまたがる吉野ヶ里遺跡があり、国営の歴史公園として整備されています。

こうした町を取り巻く環境の変化に伴い、町内外の人の移動も確実に増加しています。吉野ヶ里町では、これら山麓部と平野部にまたがって散在している歴史的な観光資源や自然レクリエーション資源へのアクセスの改善、さらには平成18年度の完成を目指す(仮称)東脊振温泉や地域特産物販売所へのアクセスの改善を図ってきたところです。さらに、平成18年4月に開通予定の国道385号東脊振トンネル開通により、福岡方面からのアクセスが改善され、生活用道路、産業用流通路、観光用道路として活用されることで、町内の更なる活性化に寄せる期待が高まっているところです。

しかしながら、これらの国道の整備に伴い交通量の増加が見込まれるにもかかわらず、現在は町内の中心部と工業エリアや歴史観光エリア、自然観光拠点(区域図参照)を接続する道路網に限界があり、町周辺の国道等の道路網整備や町内の観光拠点の整備が、町内道路網における渋滞を招き、町民の生活環境をかえって悪化させることも懸念されます。具体的には、東西に渡る九州自動車道の東脊振ICアクセスの交通量の増加へ波及することが懸念されるため、道路利用者の安全、安心を確保するために幹線道路の整備や歩行環境の改善などが重要課題となっています。

こうした課題に対応し、町内の道路網ネットワークを整備することで、町民の生活基盤の向上だけでなく、町内の観光産業の活性化、林業・商工業の活性化といった相乗効果が期待できます。こうした観点から、町道の整備はもちろん、林道の道路網整備も推進し、森林の保全による山地災害の防止や優良木材の確保といった従来の目的のほか、特用林産物を取り入れた複合経営の振興も図っていくことで森林の総合的利用を促進します。

このような狙いから、道路網整備を地域再生の重要な手段の一つと位置づけ、地域の将来動向や広域行政化に向けた本町の役割を視野に入れて、重要な地域基盤である道路網の

適正な骨格づくりを目指すことで、安全に安心して活動できる道路空間を提供し、住みやすい生き生きとした村づくりを図っていきます。

(目標1) 林業の振興と森林保全の促進(林道改良率60%→90%)

(目標2) 町内基盤整備の促進(町道改良率67%→70%)

## 5 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

吉野ヶ里町のほぼ中心を通る一般国道385号と佐賀県の東部地域と西部地域との産業・経済の主要幹線道路の意味合いをもつ主要地方道中原・三瀬線、佐賀・川久保線を軸として、町道三津・山田線、段の下線、段の上線、大塚ヶ里・鳥の隈線、下三津東・下三津西線、岩倉線の整備を進めていきます。これにより、道路利用者の安全安心の確保や渋滞の解消を促します。さらには、国県道、町道及び農林道による効率的な道路ネットワークを構築することとします。

また、森林のもつ多面的機能の維持・増進を推進するために、現在、開設中である森林基幹道九千部山横断線の早期完成を期するとともに、民有林林道蛤岳線、豆野線、杳ノ瀬線の舗装を行うことにより、既設普通林道の機能強化を図ります。さらに、林道網の整備を実施することで、森林機能の保持・増進を行うとともに下流域の防災対策にも取り組んでいきます。

今回の事業では、町道原谷川・寺ヶ里線及び林道小川内線については事業期間内での進捗が困難なため路線削除とはなりましたが、本町でもこの路線は町内基盤整備及び森林整備の上でも重要な路線と位置づけていますので本事業終了後も五ヶ山ダム水源地域振興事業等により続けて整備計画を実施していきます。

### (5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、下記のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道；道路法に規定する市町村道としての認定日
  - 昭和55年4月1日 町道三津・山田線
  - 町道岩倉線
  - 平成16年3月18日 町道段の下線
  - 町道段の上線
  - 町道大塚ヶ里・鳥の隈線
  - 町道下三津東・下三津西線
- ・林道；森林法による佐賀東部地域森林整備計画への記載日
  - 平成13年4月1日 林道杳ノ瀬線
  - 平成16年3月2日 林道蛤岳線
  - 林道豆野線

#### [施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・町道 (吉野ヶ里町の区域の一部) 吉野ヶ里町
- ・林道 (佐賀県、吉野ヶ里町の区域の一部) 吉野ヶ里町

[事業期間]

- ・町道（平成 17 年度～平成 21 年度）
- ・林道（平成 17 年度～平成 21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 2.3 k m、林道 4.3 k m
- ・総事業費 600,620 千円（うち交付金 300,310 千円）  
（内訳）町道 500,000 千円（うち交付金 250,000 千円）  
林道 100,620 千円（うち交付金 50,310 千円）

（5－3）その他の事業

○観光開発関連事業

- ・東脊振温泉「山茶花の湯」建設
- ・地域特産物加工販売施設「道の駅 吉野ヶ里」建設

○地域基盤強化関連事業

- ・基盤整備促進事業（農道舗装 3 地区）
- ・森林基幹道九千部山横断線開設

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、地域再生計画期間満了後（平成 22 年度）に関係行政機関内において会議を開催し、改善すべき事項の検討等を行うこととします。

8 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

道整備交付金による施設整備の整備箇所 [吉野ヶ里町の区域の一部 (旧東脊振村)]

